

改善改革企画立案シート（R6年度までに見直しが完了したもの）

No.	局名	掲載年度	事務事業名	事務事業の目的	あるべき姿	R5年度に取り組んだ内容	R6年度に取り組んだ内容	進捗状況
1	総合政策局	R5年度	防災リーダーの養成	<ul style="list-style-type: none"> ●地域防災力向上を図るため、地域の共助団体（町内自治会、自主防災組織、避難所運営委員会等）を対象に、防災リーダー研修会や防災ライセンス講座などで、防災活動をリードできる防災リーダーを養成する。 ●居住地域内外で防災関係の啓発指導者である防災アドバイザーを養成するため、より専門的な内容の防災ライセンス・スキルアップ講座を開催し、アドバイザー登録数の増加を目指す。 ●防災アドバイザー派遣制度を通じて、市民に防災知識・技能が広く伝承されることを目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ●町内自治会や自主防災組織の関係者をはじめ、地域の防災活動に興味のある方などから、地域の共助団体（町内自治会、自主防災組織、避難所運営委員会等）の防災活動をリードできる防災リーダーを養成する。 ●防災リーダー養成の取り組みの中から、より深い知識や技術の習得を目指す方については、専門の講座の開催により知識等を習得の上、地域内外で防災に関するアドバイスができる人材として防災アドバイザーを養成後、登録して頂く。 ●防災アドバイザーに登録した方には、防災アドバイザー派遣制度を通じて、居住する地域以外でもアドバイスをを行い、市民に、防災の知識・技能を広く伝承して頂く。 ●防災アドバイザーの派遣を受けた地域団体は、習得した防災の知識・技能を地域活動に生かすとともに、周囲の住民にも広めていただき、地域全体の防災力向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ●防災ライセンス・スキルアップ講座 ●HUG講師養成コースや避難所トイレ講師養成コースの他に、今年度から新たに家具転倒防止対策など家庭で出来る防災対策を中心に、自助を強化する啓発活動を担える指導者の養成コースを実施し、防災アドバイザーの登録者数の増加を図った。 ●防災アドバイザー派遣事業 ●九都県市総合防災訓練で行う避難所開設運営訓練への参加勸奨を行った。 ●要望のあった地域団体に対し、防災アドバイザーを派遣し、広く防災の知識・技能の伝承を図った。 ●R4年度、R5年度に防災アドバイザーに登録した方に、防災ライセンス・スキルアップ講座の講師補助として参加してもらい、防災アドバイザーの指導力の維持や知識の更新を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●防災ライセンス・スキルアップ講座 ●HUG講師養成コースや避難所トイレ講師養成コースの他、家具転倒防止対策など家庭で出来る防災対策を中心に、自助を強化する啓発活動を担える指導者の養成コースを実施し、防災アドバイザーの登録者数の増加を図った。 ●防災アドバイザー派遣事業 ●要望のあった地域団体に対し、防災アドバイザーを派遣し、広く防災の知識・技能の伝承を図った。 ●R4年度、R5年度に防災アドバイザーに登録した方に、防災ライセンス・スキルアップ講座の講師補助として参加してもらい、防災アドバイザーの指導力の維持や知識の更新を図った。 	見直し完了
2	総務局	R5年度	オープンガバメント推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●ICTの進展と国や産業経済界の動向を踏まえ、企業・大学・行政が連携し、「マイナンバー制度の利活用の推進」や「ビッグデータ・オープンデータの具体的な活用策の検討及び活用推進」に資する取り組みを行い、「行政の効率性及び透明性の向上」、「市民サービスの向上及び市民主体のまちづくりの促進」、「産業の発展」に寄与し、市民・市内事業者にとって利便性の高い公平・公正な社会の実現に資することを目的に活動を行っていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●オープンガバメント推進協議会の廃止。 	<ul style="list-style-type: none"> 6月 定期総会にて協議会の解散が承認された。 9月 臨時総会を以て活動を終了した。 		見直し完了
3	市民局	R5年度	自転車安全利用講習会	<ul style="list-style-type: none"> ●自転車に乗るときのルールやマナー、交通事故の事例や情勢など自転車の安全利用に関することについて講習を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●自転車安全利用講習会に関しては、「行政改革推進指針」及び「行政デジタル化推進指針」に基づき、ただ「懸念」に働くのではなく、職員視点も取り入れながら、かつ市民がいつでも、どこでも、誰でも手軽に手続きを可能にすることを目的に、オンライン開催分について、予め録画した講習会データを活用して一定期間の開催を可能とする。 ●オンライン講習の受講確認は、現在のような職員の手作業による確認ではなく、システム上で確認できるようにする等、作業負担の観点から、合理的な方法にする。 ●各区対面における開催は、参加状況を踏まえ必要性の高い時間や場所に厳選して実施することにより、受講したいニーズに対し、対面とオンラインによる最適なバランスでの開催とする。特に時間的な制約を受けない形でのオンライン開催とすることでより多くの市民の受講を可能とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●オンライン開催分について、従来はzoomによる特定日時におけるリアルタイム開催だったが、オンライン講習システムを導入し、コンテンツとしてあらかじめ録画した動画やパンフレットを掲載することにより、一定期間の受講を可能とした。また、オンライン講習システムにより各受講者の受講状況をシステム上で確認できるようになり、職員の負担が軽減された。 	<ul style="list-style-type: none"> ●R5に引き続きオンライン講習システム用いて開催したが、R6の参加者のうち希望する方に、各区対面における参加者には行っていないちばンティポイントを付与するなどの差別化を図り、その参加者増の取り組みを行った。 ●結果、オンライン講習の受講者が増加するだけでなく各区対面での開催回数が前年度比で6回から3回と3回減らし、職員の負担軽減にもつながった 	見直し完了
4	こども未来局	R5年度	二十歳のつどい	<ul style="list-style-type: none"> ●20歳を迎えた若者に対し、改めて大人としての自覚や自立への理解を促し、旧友と語り、よりよい未来に向かって励まし合う場とするとともに、郷土「千葉市」への関心を深める機会を提供することを目的とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●千葉市としての「二十歳のつどい」業務の位置づけを明確にし、より出席する価値のあるイベントとすることで、本市への愛着を強く持ってもらえるものとする。 ●式典出席対象者を中心に据えたイベントとすること。 	<ul style="list-style-type: none"> （1）対象者を中心としたイベントとなるよう、以下の取り組みを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・式典内容への運営協議会の意見反映、運営協議会委員によるパンフレットデザインの作成などを行うとともに、来賓対応やイベント内容の見直しを行った。 ・「ハタチノアナタへ」と題し、千葉市と施設、企業とのコラボ企画を実施し、他のジャンルのイベントとの共同開催による20歳の若者への多面的なアプローチを図った。 ・対象者のニーズ、意見聴取のため、電子申請システムを使った参加対象者への事後アンケートを実施した。 （2）対象者に合ったアプローチを行うため、二十歳のつどいポータルサイトの作成、公式LINE、Xによるプッシュ通知を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> （1）対象者を中心としたイベントとなるよう、以下の取り組みを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・式典内容への運営協議会の意見反映、運営協議会委員によるパンフレットデザインの作成などを行うとともに、来賓対応やイベント内容の見直しを行った。また、パンフレットの来賓一覧をホームページ掲載とし、参加者のための紙面を多く確保した。 ・「ハタチノアナタへ」と題し、千葉市と施設、企業とのコラボ企画を実施し、他のジャンルのイベントとの共同開催による20歳の若者への多面的なアプローチを図った。 ・「二十歳のつどい」/「ハタチノアナタへ」と題し、二十歳のつどいと同日に千葉市役所1階イベントスペースにおいて飲食ブースやフォトスポット、本会場の様子をバリックビューイングするなど、20歳の若者とその保護者に対して式典とは別の思い出作りのための新たなイベントの提供を行うことで、より参加する価値を高めるアプローチを行った。 （2）対象者に合ったアプローチを行うため、二十歳のつどいポータルサイトの作成、公式LINE、Xによるプッシュ通知を行った。 	見直し完了
5	こども未来局	R6年度	子どもルーム新規整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ●就労等により昼間家庭に保護者のいない児童の健全育成を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ①院内小については、児童推計の見直しに伴い、学校の特別教室を活用した高学年ルームを整備することで対応することとし、専用施設の建設は当面の間、保留とする。 ②弁天小については、既存の学校施設を活用する方向で学校及び教育委員会所管課と協議を進める。 		<ul style="list-style-type: none"> ①学校の特別教室を活用した高学年ルームを整備した。 ②既存の学校施設を活用する方向で学校及び教育委員会所管課と協議し、新規ルームを整備した。 	見直し完了
6	環境局	R6年度	放射線測定器の貸出し事業	<ul style="list-style-type: none"> ●市民等が身近な場所の放射線量を把握するために、市が所有する簡易型の放射線測定器を市民等に貸し出す。 	<ul style="list-style-type: none"> ●身の回りの放射線に関する市民の不安は落ち着いた状況にあると判断できることや、全国で無料貸出しを行っている公益法人があることから、事業を廃止する。 		<ul style="list-style-type: none"> ●廃止の影響や代替手段について検討し、令和6年度末で廃止する方針を決定した。 	見直し完了
7	環境局	R6年度	省エネ最適化診断支援	<ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化対策を推進するため、省エネ最適化診断を受診した中小企業者等に対し、補助金を交付する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●千葉県と連携しながら、県の補助事業周知に移行する。 		<ul style="list-style-type: none"> ●千葉県において同様の補助事業ができたため、県事業への移行を目的に、廃止する方針を決定し、R6年度末をもって当該事業を廃止。 	見直し完了
8	環境局	R6年度	フードドライブ	<ul style="list-style-type: none"> ●フードドライブ（家庭で余っている食品を回収し、福祉施設等に寄付する活動のこと）を実施している事業者を市ホームページ等で公開し、食品ロス（まだ食べられるのに捨てられている食品）の削減を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●本取組が広く民間事業者に根付いてきたことから、今後は市のSNS等を活用した民間事業者の周知や支援（民間等主催イベントでの回収ボックス貸出など）にシフトし、官民がそれぞれの強みを活かしながら取組を強化していく。 		<ul style="list-style-type: none"> ●随時、ホームページに掲載しているフードドライブ実施事業者を更新するとともに、SNSで発信した。 	見直し完了
9	環境局	R6年度	リサイクル体験教室（旧事業名：ごみ処理施設見学ツアー）	<ul style="list-style-type: none"> ●小学生及びその保護者を対象とするリサイクルに関する体験教室を開催し、リサイクル意識の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ●限られた時間でリサイクルの大切さを学べ、親子で気軽に参加できる「リサイクル体験教室」は多数の応募者があるなど、ニーズが高い事業であることから、「ごみ処理施設見学ツアー」から「リサイクル体験教室」へシフトし、さらなるリサイクル啓発事業の充実を図る。 		<ul style="list-style-type: none"> ●小学生及びその保護者を対象に携帯電話の分解体験を通じ、希少金属（レアメタル）のリサイクルについての知識を深めるとともに、講演会を実施してリサイクル意識の向上を図った。 （「ごみ処理施設見学ツアー」を廃止し、令和6年度から「リサイクル体験教室」へシフトした） 	見直し完了

改善改革企画立案シート（R6年度までに見直しが完了したもの）

No.	局名	掲載年度	事務事業名	事務事業の目的	あるべき姿	R5年度に取り組んだ内容	R6年度に取り組んだ内容	進捗状況
10	経済農政局	R6年度	耕作放棄地の再生と利用促進	●耕作放棄地の発生防止と解消を促進するため、耕作放棄地の再生に係る費用を助成するとともに、新たな担い手や法人等への農地の流動化を促進する。	●規模拡大を図っている農業経営体や新たに農業経営を開始する農業者など意欲ある担い手が、耕作放棄地を含めた農地を借り受け耕作することで、耕作放棄地の減少や耕地面積の維持・増加が図られている。	●耕作放棄地整備事業に係る事業対象者の拡充（認定農業者等→農業者全般）について検討した。	●耕作放棄地整備事業について、事業対象者を農業者全般に拡大して実施した結果、意欲ある担い手による耕作放棄地の活用に相当程度の効果を得られた。	見直し完了
11	経済農政局	R6年度	ICT生産性向上・事業変革促進支援事業 ※「(公財)千葉市産業振興財団運営補助費」内	●ICTの導入により、市内中小企業者の業務課題の解決を図り、生産性の向上・働き方改革など、企業価値の向上を促進する。 環境変化等に適応し、市内中小企業者が持続的に発展・成長していくために必要となる新分野展開、業態転換、企業再建等の事業変革に係る費用を助成することにより、成長力ある新たな事業活動を促進する。 ●都市公園における仮設工作物設置やイベントの開催、写真撮影等、都市公園の占用許可及び行為許可を行う。	●事業趣旨・対象経費の一部が重複しているため、「新規事業創出支援事業」へ予算の一部を振り替える。また、事業変革促進分として残す予算については、「新規事業創出支援事業」と重複しない形に見直す。		●令和7年度予算要望において、「新規事業創出支援事業」と重複している「事業変革促進支援事業」の対象経費（専門家指導費）の見直しを行い、予算額を減額した。 一方、利用コースの高まっている、「ICT生産性向上支援事業」部分の予算額を増額した。	見直し完了
12	都市局	R6年度	都市公園占・使用許可	●都市公園における仮設工作物設置やイベントの開催、写真撮影等、都市公園の占用許可及び行為許可を行う。	●手続きしやすさの向上 ・公園利用が初めての市民・事業者が、撮影・お祭り・イベント・物販・工事占用などで市内の公園を利用したい時、いつまでに、どのような手続きをすればいいか、料金はかかるのかなど、概要をホームページで事前に把握することができ、スムーズに申請ができる。 ●業務の自動化・省力化 ・電子的な手法の導入を検討し、事前協議から許可書受け取りまでの一連の手続きをスムーズに進めることにより、事務の効率化を図る。	●ホームページの充実 ・記載誤りの多かった行為許可申請書について、入力フォームを作成し、記入例や、記入方法を掲載したものをホームページ上からダウンロードできるようにした。 ●占使用許可申請手続きの見直し ・手続き方法の見直しを検討した。	●ホームページの充実 ・利用する側の立場にたつて、わかりやすい案内方法となるよう、適宜改善した。 これにより、申請に関する問い合わせがあった際、ホームページをご案内することで、電話口やメールでの説明に要する時間が縮減できた。申請者側の視点では、電話等で問い合わせる前に概要をホームページで知ることができるようになり、利便性が向上した。 ●占使用許可申請手続きの見直し ・RPAツール「マクロマン」を活用し、システム処理における起案の自動化に取り組んだ。 ・VBAによる決裁文の作成や進捗管理等を自動化した。 上記見直しにより、事務にかかる作業時間が3分の1程度に縮減でき、事務の効率化を図ることができた。また、申請者側の視点では、申請から許可を得るまでの待機時間が短縮された。	見直し完了
13	建設局	R5年度	地籍調査	●国土調査法に基づき、市町村が主体となり一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し境界の位置と面積を測量する調査を行い、道路や市民の財産の保全、及び被災後のインフラ復旧の迅速化を図る。	●長期的事業を効率よく円滑に進めるための体制づくりを図る。	●市内業者により設立された地籍調査に係る協会と意見交換を実施 ●職員の知識向上を図るため、地籍アドバイザーによる研修等を実施 ●動画配信などによる地籍調査についての市民へのPR、および土地所有者等への説明を実施	●国庫負担金を活用して複数年契約による委託調査が可能となるよう国へ要望を実施 ●職員の知識向上を図るため、地籍アドバイザーによる研修等を実施 ●地籍調査の専門資格者への業務支援委託を実施 ●動画配信やSNSなどによる地籍調査についての市民へのPR、および土地所有者等への説明を実施 ●複雑な相続人調査の外部委託を実施 ●地籍調査の成果を管理するシステム導入を実施 ●調査を効率よく円滑に進めるため地籍調査担当の組織体制について見直しを実施	見直し完了
14	消防局	R5年度	立入検査業務	●立入検査（一般対象物、危険物製造所等、火薬類・高圧ガス・液化石油ガス施設）を行い、違反処理や事故対応を行う。	●狭所・雨天時等にも対応できる仕様のCHAINS端末が予防課及び各消防署に配置されることで、立入検査等の現場において、台帳情報の確認や修正、各種資料の活用、結果通知書の交付等が可能になり、効率的な査察業務が行われるようになるとともに、都度の台帳及び必要資料の印刷並びに現在使用中のタブレットのリース契約が不要になる。	●効果検証としてリース契約中のタブレットを使用して立入検査業務を実施。 ・立入検査結果を現場で即時通知（メール） ・指摘内容に対する改修方法をHP上で解説 効果：業務時間の削減、市民サービスの向上 ●タブレットに消防事務処理システムへの接続権限がないため接続に向けアニムスシステム開発協議を実施	●CHAINSの更新により端末がA4サイズに小型化され、立入検査現場への携行が可能となったことから、予防課において現場での活用を試行し、効率的に査察業務が行えることが確認された。 ●査察業務へのCHAINS端末の活用について、各消防署へ周知を実施。	見直し完了
15	教育委員会	R5年度	入学通知書の取扱い	●学校教育法施行令第6条の規定により、就学予定者の保護者に対し、入学通知書により入学期日及び就学すべき学校を通知することが定められている。 ●保護者が入学通知書を紛失した場合は再発行を行うとともに入学通知書は全員分卒業まで学校保管をしている。	●入学通知書の取り扱いにおける学校ならびに学事課職員の負担軽減と、入学者の適正な情報管理の両立を図る。	●入学通知書の取り扱いの変更 ・保護者が入学通知書を紛失しても、希望がある場合を除き入学通知書の再発行は行わない。 ・入学式では、入学通知書を受付で確認した後に保護者に返却し、学校での保管は行わない。 ・入学式に入学通知書を持参しなかった児童生徒の学籍の確認は学籍簿システム等を活用して行う。	●R5年度の取り組みの継続 ・入学通知書の再発行については、原則として行わない。	見直し完了